●確認書【様式】

令和○○年○○月○○日

○○県知事　○○　○○　殿

確認実施金融機関

住　　所

名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　印

中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）に係る

企業再建計画の確認書

令和○○年度中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）における定額補助について、下記１の者が事業を実施するに当たり、下記２のとおり企業再建計画の策定（又は見直し及び策定支援）を行ったことを確認します。

記

１　事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名・企業名 |  |
| 住所／電話番号 |  |

２　確認事項（イ及びロのいずれも必須です。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 確認内容 |
| イ | 別紙「企業再建計画について」で定める必須記載事項６項目が、もれなく記載されていること。 | ※特に、“厳しい債務状況”のどの類型に該当するかが明記され、該当することを証する確認資料の提出があることを必ずご確認ください。 |
| ロ | 自助努力により再建が見込まれること。 | ※事業の状況が適切に把握され、再建に向けた対策が具体的かつ実行可能な内容となっているかをご確認ください。 |

※　定額補助の実施は、本確認書により約束されるものではなく、○○県による審査により総合的に判断されます。

●確認書【記載例】

令和○○年○○月○○日

○○県知事　○○　○○　殿

確認実施金融機関

住　　所

名　　称

　　　　　　　　　　　　　　　　印

中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）に係る

企業再建計画の確認書

令和○○年度中小企業等グループ補助金（なりわい再建支援事業）における定額補助について、下記１の者が事業を実施するに当たり、下記２のとおり企業再建計画の策定（又は見直し及び策定支援）を行ったことを確認します。

記

１　事業者

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名・企業名 |  |
| 住所／電話番号 |  |

２　確認事項（イ及びロのいずれも必須です。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  | 確認内容 |
| イ | 別紙「企業再建計画について」で定める必須記載事項６項目が、もれなく記載されていること。 | （記載例）類型はハに該当。貸借対照表により、債務超過の状況にあることを確認した。必須記載事項全てがもれなく記載されていることを確認した。 |
| ロ | 自助努力により再建が見込まれること。 | （記載例）現在は債務超過の状況にあるが、経営環境の認識が適切  に行われており、再建に向けた設備計画が具体的に策定  されている。資金繰りや収支計画についても無理のない  内容となっており、自助努力により再建が見込まれるこ  とを確認した。 |

※　定額補助の実施は、本確認書により約束されるものではなく、○○県による審査により総合的に判断されます。

別紙

**企業再建計画について**

企業再建計画の策定は、特例的に措置される定額補助の申請に必要となります。

策定にあたっては、以下の６項目について必ず記載を行ってください。

**【必須記載事項】**

**１．事業の状況**（損益計算書、貸借対照表等を含む。）

**２．経営が困難になった要因**

　　 （【※１】厳しい債務状況　のどの類型に該当するかを明記すること。）

**３．経営が困難になった要因の解消・除去に向けた具体的方策**

　　 （要因が再度生じうる可能性がある場合には、防止・回避策についても講じること）

**４．今後の経営計画及び実施スケジュール**

　　 （事業内容、人員配置、設備計画、販売計画等を含むこと。）

**５．資金繰りの安定化策**

**６．今後３年間の収支の見通し**

【※１】厳しい債務状況

　　　　次のイ～トのいずれかに当てはまるものをいう。

イ．借入債務などが株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取

引関係を有するもの

ロ．一定の要件に該当する取引先の業況悪化の影響を受けているもの

ハ．過剰債務の状況【※α】に陥っているもの

二．中小企業再生支援協議会などの関与の下で事業の再生を行うもの

ホ．事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件

変更を行っているもの

ヘ．第二会社方式により再生を図るもの

ト．過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されていて再生を図るもの

【※α】過剰債務の状況

令和４年福島県沖地震被災時又は令和３年福島県沖地震被災時の直近の

決算期において、次のイ～ニのいずれかの要件を満たすものをいう。

イ．債務超過に陥っている

ロ．繰越欠損を計上している

ハ．次式で判定した年数が15年以上となる

｛有利子負債(短期借入金＋長期借入金＋社債)｝÷｛減価償却後営業利益

×１／２(営業欠損の場合は１／２を乗じない)＋普通減価償却費｝(注1)

二．次式で算出した値が正となる

長期借入金及び社債の年間返済額(注2)－金融機関調達(予定含む)(注3) －

｛減価償却後経常利益×１／２(経常欠損の場合は１／２を乗じない)＋普通

減価償却費｝(注1)

(注1)試算期で判定する場合は「試算期末からさかのぼって12ヵ月間の損益計算書」を用いて判断する。

(注2)決算期または試算期末から今後1年間の長期借入金及び社債の年間返済額をいう。

(注3)決算期末または試算期末から今後1年間の長期借入金及び社債の金融機関調達額（設備資金を除く）をいう。